西宮市介護予防・生活支援員雇用促進給付金

西宮市では、限られた介護の専門職の方にはより専門的な仕事に従事していただくため、要支援者等を対象とした家事 援助のみを行うサービス「家事援助限定型訪問サービス」を実施しています。この度、制度の趣旨をご理解いただき、 介護予防・生活支援員を雇用して家事援助限定型訪問サービスを提供された事業者を対象とした給付金制度を創設しま した。

地域 兵庫県西宮市

支援の種類 助成型(2)

利用目的 人材育成・雇用

> ヘルパー資格を持たない介護予防・生活支援員養成研修修了者を新たに雇用し、雇用した 日の翌日から起算して6か月以内に本市指定家事援助限定型訪問サービスに30回以上従事

させた事業者

公募期間

対象

上限金額・助成金 介護予防・生活支援員一人につき5万円

給付要件 対象となる介護予防・生活支援員が30回目の本市指定家事援助限定型訪問サービスに従事

した日の翌日から起算して3か月以内に申請してください

予算がなくなり次第終了します。 その他

問合せ先 西宮市役所 高齢介護課 企画チーム

電話:0798-35-3661

URL https://www.nishi.or.jp/jigyoshajoho/kaigojigyo/koyo-kyuhukin.html